

東京高裁平成元年（行ケ）第90号事件（平成3年2月14日判決）

<キーワード>

進歩性

<抜粋>

引用例1、2に記載された濾過装置は、濾過という機能乃至作用の点で共通するものであり、濾過装置として一般に求められている目的乃至課題を考えれば、必ずしも異なった技術分野の発明ともいえないから（一方は家庭用濾過装置、他方は自動車用濾過装置）、引用例1記載の濾過部に代えて引用例2の濾過装置を用いることを考えつくことに難しさがあつたものとは認められない。